

地域景観づくり推進団体の認定

資料 3 - 2

地域景観づくり推進団体の認定要件（都市景観条例第36条第3項各号）	道修町まちづくり協議会の取組み
(1) 当該団体の活動の主たる目的が良好な都市景観の保全及び創出であること	「道修町の文化的・歴史的・産業的特徴を活かしたより魅力的なまちづくり構想を策定し、 <u>対象区域の良好な都市景観の保全及び創出</u> に取り組む」ことを目的としている。（規約第3条）
(2) 当該団体の活動の区域が当該区域における良好な都市景観の形成を図るために相当と認められる <u>広さ及び地域的一体性を有していること</u>	<u>御堂筋から堺筋（約500m）までの道修町通沿道区域</u> を対象としており、 <u>沿道建物の総数は53</u> となっている。
(3) 当該団体の活動の内容にその活動の区域に係る第39条第1項に規定する <u>地域景観づくり協定の案の策定が含まれていること</u>	「 <u>まちづくり計画（地域景観づくり協定案含む）の策定</u> および円滑な実施」を活動することとしている。（規約第5条）
(4) 当該団体が特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある活動を行うものでないこと	「道修町の文化的・歴史的・産業的特徴を活かしたより魅力的なまちづくり構想を策定し、 <u>対象区域の良好な都市景観の保全及び創出</u> に取り組む」ことを目的とし、かつ、協議会の構成員となる会員は区域内に土地または建物を所有する者、対象区域内で専ら居住を目的として居住する者、本会の目的に賛同する個人等を対象としている。（規約第3条、第6条）
(5) 当該団体が活動する区域内の土地の所有者等に対し、 <u>当該団体の活動の内容を周知するとともに、当該土地の所有者等から、当該活動の内容に係る意見を聴き、当該団体が適正かつ効果的に活動を行うために相当と認められる程度以上の賛同を得ていること</u> ※留意事項（地域景観づくり協定制度取扱要綱第4条関係） ✓「当該団体が適正かつ効果的に活動を行うために相当と認められる程度以上」は、当該請求に係る団体の活動の区域内に所在する建物の総数の2分の1以上を目安とすること	活動の区域内の土地所有者等に「まちづくり瓦版」を配付して活動内容を周知するとともに、説明会を開催して活動内容に係る意見を聴き、活動の区域内に所在する建物の <u>総数（53）の2分の1以上となる35</u> の賛同を得ている。
(6) 当該団体の代表者及び主たる事務所の所在地並びに団体における <u>合理的な意思決定の方法が定められていること</u>	規約で <u>会長（代表者）や事務局（主たる事務所の所在地）、出席した正会員の過半数をもって決すること等の合理的な意思決定の方法を定めている</u> 。（規約第2条、10条、15条）